

各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各生活支援ハウス管理者
各有料老人ホーム施設長
各サービス付き高齢者向け住宅開設者

様

和歌山県 福祉保健部
福祉保健政策局 長寿社会課長
(公印省略)

和歌山県指定高齢者福祉施設等の安全管理対策の徹底について(通知)

平素より和歌山県高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、平成28年7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
この事件を受けて、下記の事項に留意の上、あらためて防犯対策を含む施設の安全管理の対策について確認を行い、その対応に万全を期するようお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

【担当】
和歌山県 長寿社会課 サービス指導班
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523